

横須賀市建築基準条例  
新旧対照表

令和5年（2023年）4月1日  
横須賀市都市部建築指導課

旧	新
<p>(災害危険区域の指定)</p> <p>第3条 法第39条第1項の規定により指定する災害危険区域は、<b>神奈川県知事が本市の区域内において急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定した急傾斜地崩壊危険区域とする。</b></p>	<p>(災害危険区域の指定)</p> <p>第3条 法第39条第1項の規定により指定する災害危険区域は、<u>次に掲げる区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第4条第1項の規定により基礎調査が行われた区域であって、市長が告示したものを除く。)</u>とする。</p> <p><u>(1) 神奈川県知事が本市の区域内において急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定した急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる区域のほか、市長が指定して告示した区域</u></p>
<p>(災害危険区域内の建築物の構造)</p> <p>第4条 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合は、当該建築物の基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とし、かつ、当該居室は、崖(勾配が30度を超える傾斜地をいう。次条において同じ。)に直接面していないものでなければならない。ただし、崖崩れによる被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。</p>	<p>(災害危険区域内の建築物の構造)</p> <p>第4条 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合は、当該建築物の基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とし、かつ、当該居室は、崖(勾配が30度を超える傾斜地をいう。次条において同じ。)に直接面していないものでなければならない。ただし、<u>当該建築物が、令第80条の3の規定に適合する建築物又は崖崩れによる被害を受けるおそれのない建築物である場合においては</u>、この限りでない。</p>

旧	新
<p>(崖の擁壁)</p> <p>第5条 高さ3メートルを超える崖の下端(崖の下にあっては、崖の上端)からの水平距離が崖の高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合は、崖の形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定による崖の上の建築物の敷地は、崖への流水又は浸水を防止するため、崖の上部に沿って排水設備を設ける等適当な措置を講じなければならない。</p>	<p>(崖の擁壁)</p> <p>第5条 高さ3メートルを超える崖の下端(崖の下にあっては、崖の上端)からの水平距離が崖の高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は敷地を造成する場合は、崖の形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 崖の下に建築物を建築する場合においては、令第80条の3の規定に適合する建築物を建築するとき。</u></p> <p>2 前項本文の規定による崖の上の建築物の敷地は、崖への流水又は浸水を防止するため、崖の上部に沿って排水設備を設ける等適当な措置を講じなければならない。</p>
<p>(大規模な建築物の敷地と道路との関係)</p> <p>第7条 建築物の延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超えるものの敷地は、幅員6メートル以上の道路に接し、かつ、その道路に接する部分の長さは、道路に6メートル以上としなければならない。</p>	<p>(大規模な建築物の敷地と道路等との関係)</p> <p>第7条 建築物の延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超えるものの敷地は、幅員6メートル以上の<u>道路等(道路又は当該建築物に係る法第43条第2項第2号に規定する許可における広い</u></p>

旧	新
<p>ならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 幅員4メートル以上の道路に敷地の外周の長さの7分の1以上が接し、かつ、接する部分に沿って空地を設け、その空地と当該道路との幅員の合計が6メートル以上となるとき。</p> <p>(2) 2以上の幅員4メートル以上の道路（その和は、9.4メートル以上とする。）に敷地の外周の長さの3分の1以上が接するとき。</p> <p>(3) 市長がその敷地の周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可したとき。</p>	<p><u>空地等をいう。以下同じ。</u>)に接し、かつ、その道路等に接する部分の長さは、6メートル以上としなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 幅員4メートル以上の道路等に敷地の外周の長さの7分の1以上が接し、かつ、接する部分に沿って空地を設け、その空地と当該道路等との幅員の合計が6メートル以上となるとき。</p> <p>(2) 2以上の幅員4メートル以上の道路等(その和は、9.4メートル以上とする。)に敷地の外周の長さの3分の1以上が接するとき。</p> <p>(3) 市長がその敷地の周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可したとき。</p>
<p>(長屋の出口)</p> <p>第8条 長屋の各戸の主要な出口は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 主要な出口から道路又は公園、広場その他の空地（以下「道路等」という。）に通ずる敷地内通路の幅員が3メートル(2以下の住戸の専用の通路の部分については、1.5メー</p>	<p>(長屋の出口)</p> <p>第8条 長屋の各戸の主要な出口は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 主要な出口から<u>道路等又は公園等(公園、広場その他の空地をいう。以下同じ。)</u>に通ずる敷地内通路の幅員が3メートル(2以下の住戸の専用の通路の部分については、1.5メ</p>

旧		新	
<p>トル)以上であるとき。</p> <p>(2) 住戸の数が6以下のもの又は耐火建築物若しくは準耐火建築物</p> <p>2 略</p> <p>(建築物の敷地と<u>道路</u>との関係)</p> <p>第11条 学校、体育館、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。以下同じ。)、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その床面積の合計をいう。)が100平方メートルを超えるものの敷地は、次の表の床面積の合計の区分に応じて同表の右欄に掲げる長さ以上<u>道路</u>に接しなければならない。ただし、市長がその敷地の周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。</p>		<p>トル)以上であるとき。</p> <p>(2) 住戸の数が6以下のもの又は耐火建築物若しくは準耐火建築物</p> <p>2 略</p> <p>(建築物の敷地と<u>道路等</u>との関係)</p> <p>第11条 学校、体育館、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。以下同じ。)、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その床面積の合計をいう。)が100平方メートルを超えるものの敷地は、次の表の床面積の合計の区分に応じて同表の右欄に掲げる長さ以上<u>道路等</u>に接しなければならない。ただし、市長がその敷地の周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。</p>	
床面積の合計	敷地が <u>道路</u> に接する長さ	床面積の合計	敷地が <u>道路等</u> に接する長さ
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	3メートル	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	3メートル
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	4メートル	200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	4メートル

旧		新	
500平方メートルを超え	5メートル	500平方メートルを超え	5メートル
1,000平方メートル以下の		1,000平方メートル以下の	
もの		のもの	
(出口及び敷地内の通路)		(出口及び敷地内の通路)	
<p>第12条 学校、体育館、病院、診療所、物品販売業を営む店舗、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものは、その用途に供する部分から避難上有効な屋外への出口を2以上設けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の用途に供する建築物の敷地内には、同項の規定による屋外への出口から<u>道路等</u>に通ずる幅員が1.5メートル以上の通路を設けなければならない。</p> <p>5 前項の場合において、2以上の出口が共用するときは、幅員を3メートル以上としなければならない。ただし、建築物の周囲(<u>道路</u>に接する部分を除く。)に幅員が1メートル以上の避難上有効な空地を設けた場合には、その幅員を2メートル以上とすることができる。</p> <p>6 略</p>		<p>第12条 学校、体育館、病院、診療所、物品販売業を営む店舗、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものは、その用途に供する部分から避難上有効な屋外への出口を2以上設けなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の用途に供する建築物の敷地内には、同項の規定による屋外への出口から<u>道路等又は公園等</u>に通ずる幅員が1.5メートル以上の通路を設けなければならない。</p> <p>5 前項の場合において、2以上の出口が共用するときは、幅員を3メートル以上としなければならない。ただし、建築物の周囲(<u>道路等又は公園等</u>に接する部分を除く。)に幅員が1メートル以上の避難上有効な空地を設けた場合には、その幅員を2メートル以上とすることができる。</p> <p>6 略</p>	

旧	新																
<p>(敷地と<u>道路</u>との関係)</p> <p>第28条 百貨店若しくは物品販売業を営む店舗(以下この節において「百貨店等」という。)又はマーケットの用途に供する建築物の敷地は、次の表の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その床面積の合計をいう。以下この節において同じ。)の区分に応じて当該敷地の外周の長さの7分の1以上が同表の右欄に掲げる<u>道路</u>に接しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">百貨店等又はマーケットの用途に供する部分の床面積の合計</td> <td style="width: 70%;"><u>道路</u>の幅員</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</td> <td>6メートル以上</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの</td> <td>8メートル以上</td> </tr> <tr> <td>3,000平方メートルを超えるもの</td> <td>11メートル以上</td> </tr> </table> <p>2 前項の建築物の敷地の外周の長さの3分の1以上が2以上の<u>道路</u>に接し、かつ、その建築物の客用の出口がそれぞれの<u>道路</u>に面している場合の当該<u>道路</u>の幅員は、前項の規定にかかわらず、次の表の床面積の合計の区分</p>	百貨店等又はマーケットの用途に供する部分の床面積の合計	<u>道路</u> の幅員	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	6メートル以上	2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	8メートル以上	3,000平方メートルを超えるもの	11メートル以上	<p>(敷地と<u>道路等</u>との関係)</p> <p>第28条 百貨店若しくは物品販売業を営む店舗(以下この節において「百貨店等」という。)又はマーケットの用途に供する建築物の敷地は、次の表の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その床面積の合計をいう。以下この節において同じ。)の区分に応じて当該敷地の外周の長さの7分の1以上が同表の右欄に掲げる<u>道路等</u>に接しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">百貨店等又はマーケットの用途に供する部分の床面積の合計</td> <td style="width: 70%;"><u>道路等</u>の幅員</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</td> <td>6メートル以上</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの</td> <td>8メートル以上</td> </tr> <tr> <td>3,000平方メートルを超えるもの</td> <td>11メートル以上</td> </tr> </table> <p>2 前項の建築物の敷地の外周の長さの3分の1以上が2以上の<u>道路等</u>に接し、かつ、その建築物の客用の出口がそれぞれの<u>道路等</u>に面している場合の当該<u>道路等</u>の幅員は、前項の規定にかかわらず、次の表の床面積の合計の区分</p>	百貨店等又はマーケットの用途に供する部分の床面積の合計	<u>道路等</u> の幅員	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	6メートル以上	2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	8メートル以上	3,000平方メートルを超えるもの	11メートル以上
百貨店等又はマーケットの用途に供する部分の床面積の合計	<u>道路</u> の幅員																
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	6メートル以上																
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	8メートル以上																
3,000平方メートルを超えるもの	11メートル以上																
百貨店等又はマーケットの用途に供する部分の床面積の合計	<u>道路等</u> の幅員																
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	6メートル以上																
2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	8メートル以上																
3,000平方メートルを超えるもの	11メートル以上																

旧			新		
<p>じて同表の右欄に掲げる<u>道路</u>の幅員            によることができる。</p>			<p>に於じて同表の右欄に掲げる<u>道路等</u>            の幅員によることができる。</p>		
百貨店等又はマーケ ットの用途に供する 部分の床面積の合計	道路の幅員		百貨店等又はマーケ ットの用途に供する 部分の床面積の合計	道路等の幅員	
	1の <u>道路</u>	他の <u>道路</u>		1の <u>道路</u>	他の <u>道路</u>
	5.4メー	4メー		5.4メー	4メー
	トル以上	トル以上		トル以上	トル以上
1,000平方メートル を 超え2,000平方メ ートル以下のもの	トル以上	トル以上	1,000平方メートル を 超え2,000平方メ ートル以下のもの	トル以上	トル以上
2,000平方メートル を 超え3,000平方メ ートル以下のもの	6メー	5.4メー	2,000平方メートル を 超え3,000平方メ ートル以下のもの	6メー	5.4メー
トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上
3,000平方メートル を 超えるもの	8メー	6メー	3,000平方メートル を 超えるもの	8メー	6メー
トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上	トル以上
3 略			3 略		
(前面空地等)			(前面空地等)		
第29条 百貨店等の用途に供する建築物 で、延べ面積が1,000平方メートルを超 えるものの客用の屋外への出口は、 <u>道路</u> の境界線との間に奥行き2メートル(延 べ面積が3,000平方メートルを超えるも のにあっては、3メートル)以上の空地又 は空間を前面に設けなければならない。			第29条 百貨店等の用途に供する建築物 で、延べ面積が1,000平方メートルを超 えるものの客用の屋外への出口は、 <u>道路</u> <u>等又は公園等</u> の境界線との間に奥行き2 メートル(延べ面積が3,000平方メー トルを超えるものにあっては、3メー トル)以上の空地又は空間を前面に設けな ければならない。		
(附属住宅)			(附属住宅)		
第31条 耐火建築物又は準耐火建築物以 外のマーケットの用途に供する建築物 に住戸を設ける場合は、次に掲げると ころによらなければならない。			第31条 耐火建築物又は準耐火建築物以 外のマーケットの用途に供する建築物 に住戸を設ける場合は、次に掲げると ころによらなければならない。		

旧		新	
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前号の出口から<u>道路等</u>に通ずる幅員が1.5メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の出口から<u>道路等</u>に通ずる幅員にあつては、0.9メートル)以上の敷地内通路を設けること。</p> <p>2 第18条、第22条及び第23条の規定は、前項の住戸について準用する。</p> <p>(敷地と<u>道路</u>との関係)</p> <p>第32条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物(以下この節において「興行場等」という。)の敷地は、次の表の客席の床面積の合計の区分に応じて同表の右欄に掲げる<u>道路</u>に敷地の外周の長さの7分の1以上が接しなければならない。</p>		<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前号の出口から<u>道路等又は公園等</u>に通ずる幅員が1.5メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の出口から<u>道路等又は公園等</u>に通ずる幅員にあつては、0.9メートル)以上の敷地内通路を設けること。</p> <p>2 第18条、第22条及び第23条の規定は、前項の住戸について準用する。</p> <p>(敷地と<u>道路等</u>との関係)</p> <p>第32条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物(以下この節において「興行場等」という。)の敷地は、次の表の客席の床面積の合計の区分に応じて同表の右欄に掲げる<u>道路等</u>に敷地の外周の長さの7分の1以上が接しなければならない。</p>	
客席の床面積の合計	<u>道路</u> の幅員	客席の床面積の合計	<u>道路等</u> の幅員
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	4メートル以上	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	4メートル以上
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	5.4メートル以上	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	5.4メートル以上
300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	8メートル以上	300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	8メートル以上

旧		新																																			
600平方メートルを超えるもの	11メートル以上	600平方メートルを超えるもの	11メートル以上																																		
<p>2 前項の建築物の敷地の外周の長さの3分の1以上が2以上の道路に接し、かつ、その建築物の客用の出口がそれぞれの道路に面している場合においては、当該道路の幅員は、前項の規定にかかわらず、次の表の客席の床面積の合計の区分に応じて同表の右欄に掲げる道路の幅員によることができる。</p>		<p>2 前項の建築物の敷地の外周の長さの3分の1以上が2以上の道路等に接し、かつ、その建築物の客用の出口がそれぞれの道路等に面している場合においては、当該道路等の幅員は、前項の規定にかかわらず、次の表の客席の床面積の合計の区分に応じて同表の右欄に掲げる道路等の幅員によることができる。</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">客席の床面積の合計</th> <th colspan="2">道路の幅員</th> </tr> <tr> <th>1の道路</th> <th>他の道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの</td> <td>4メートル以上</td> <td>4メートル以上</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの</td> <td>5.4メートル以上</td> <td>4メートル以上</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの</td> <td>6メートル以上</td> <td>4メートル以上</td> </tr> <tr> <td>600平方メートルを超えるもの</td> <td>8メートル以上</td> <td>6メートル以上</td> </tr> </tbody> </table>		客席の床面積の合計	道路の幅員		1の道路	他の道路	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	4メートル以上	4メートル以上	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	5.4メートル以上	4メートル以上	300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	6メートル以上	4メートル以上	600平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">客席の床面積の合計</th> <th colspan="2">道路等の幅員</th> </tr> <tr> <th>1の道路等</th> <th>他の道路等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの</td> <td>4メートル以上</td> <td>4メートル以上</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの</td> <td>5.4メートル以上</td> <td>4メートル以上</td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの</td> <td>6メートル以上</td> <td>4メートル以上</td> </tr> <tr> <td>600平方メートルを超えるもの</td> <td>8メートル以上</td> <td>6メートル以上</td> </tr> </tbody> </table>		客席の床面積の合計	道路等の幅員		1の道路等	他の道路等	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	4メートル以上	4メートル以上	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	5.4メートル以上	4メートル以上	300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	6メートル以上	4メートル以上	600平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上
客席の床面積の合計	道路の幅員																																				
	1の道路	他の道路																																			
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	4メートル以上	4メートル以上																																			
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	5.4メートル以上	4メートル以上																																			
300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	6メートル以上	4メートル以上																																			
600平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上																																			
客席の床面積の合計	道路等の幅員																																				
	1の道路等	他の道路等																																			
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	4メートル以上	4メートル以上																																			
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	5.4メートル以上	4メートル以上																																			
300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	6メートル以上	4メートル以上																																			
600平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上																																			
(前面空地等)		(前面空地等)																																			

旧					新				
<p>第33条 興行場等は、客用の主要な屋外への出口と<u>道路</u>の境界線との間に、次の表の客席の床面積の合計の区分に応じて同表の中欄及び右欄に掲げる間口及び奥行き（<u>道路</u>の境界線からの距離をいう。）以上の前面空地を設けなければならない。</p>					<p>第33条 興行場等は、客用の主要な屋外への出口と<u>道路等又は公園等</u>の境界線との間に、次の表の客席の床面積の合計の区分に応じて同表の中欄及び右欄に掲げる間口及び奥行き（<u>道路等又は公園等</u>の境界線からの距離をいう。）以上の前面空地を設けなければならない。</p>				
客席の床面積の合計	出口が <u>道路</u> に面している場合	出口が <u>道路</u> に面していない場合			客席の床面積の合計	出口が <u>道路等又は公園等</u> に面している場合	出口が <u>道路等又は公園等</u> に面していない場合		
	間口	奥行き	間口	奥行き		間口	奥行き	間口	奥行き
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	次条第1項に規定する屋外への出口の幅の合計以上	2メートル以上	5メートル以上	<u>道路</u> から最も離れた客用の屋外への主要な出口の端までの長さ以上	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	次条第1項に規定する屋外への出口の幅の合計以上	2メートル以上	5メートル以上	<u>道路等又は公園等</u> から最も離れた客用の屋外への主要な出口の端までの長さ以上
300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの		3メートル以上	6メートル以上		300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの		3メートル以上	6メートル以上	
600平方メートル以下のもの		4メートル以上	8メートル以上		600平方メートル以下のもの		4メートル以上	8メートル以上	

旧					新				
メー トル を 超 え る も の		ル 以 上	ル 以 上		メー トル を 超 え る も の		ル 以 上	ル 以 上	
2 略					2 略				
3 興行場等の客用の出口で道路に面して設けるものは、道路の境界線との間に奥行き1メートル以上の空地又は空間を前面に設けなければならない。					3 興行場等の客用の出口で <u>道路等又は公園等</u> に面して設けるものは、 <u>道路等又は公園等</u> の境界線との間に奥行き1メートル以上の空地又は空間を前面に設けなければならない。				
4 略					4 略				
(敷地内通路)					(敷地内通路)				
第36条 興行場等の客用の屋外への出口が道路等又は第33条第1項に規定する前面空地に直接面しない場合は、その出口からこれらに通ずる敷地内通路を設けなければならない。					第36条 興行場等の客用の屋外への出口が <u>道路等若しくは公園等</u> 又は第33条第1項に規定する前面空地に直接面しない場合は、その出口からこれらに通ずる敷地内通路を設けなければならない。				
2・3 略					2・3 略				
(敷地と道路との関係)					(敷地と <u>道路等</u> との関係)				
第47条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの(以下この節において「車庫等」という。)の敷地は、幅員6メートル以上の道路に接し、かつ、その接する部分のみに自動車用の出入口を設けなければならない。ただし、建築物に附属する自動車車庫が次の各号のい					第47条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの(以下この節において「車庫等」という。)の敷地は、幅員6メートル以上の <u>道路等</u> に接し、かつ、その接する部分のみに自動車用の出入口を設けなければならない。ただし、建築物に附属する自動車車庫が次の各号のい				

旧	新
<p>れかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下で、その敷地の自動車用の出入口が幅員4メートル以上の道路（法第42条第2項の規定により指定された道で、同項の規定により道路境界線とみなされている線と当該道との間にある当該敷地の部分が道路として築造されていないものを除く。）に接しているとき。</p> <p>(2) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超え600平方メートル以下で、その敷地の自動車用の出入口が幅員4メートル以上の道路に接し、かつ、敷地のうち当該道路に接する部分に沿って道路状に空地を設け、当該道路の反対側の境界線からの水平距離が6メートル以上となるとき。</p> <p>2 建築物に附属する自動車車庫が2以上ある敷地が2以上の道路に接し、その敷地の自動車用の出入口がそれぞれ別の道路に設けられる場合は、それぞれ別の道路に設けられた当該自動車用の出入口を利用する自動車車庫の床面積の合計ごとに、それぞれ別の</p>	<p>ずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下で、その敷地の自動車用の出入口が幅員4メートル以上の道路等（法第42条第2項の規定により指定された道で、同項の規定により道路境界線とみなされている線と当該道との間にある当該敷地の部分が道路として築造されていないものを除く。）に接しているとき。</p> <p>(2) 自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超え600平方メートル以下で、その敷地の自動車用の出入口が幅員4メートル以上の道路等に接し、かつ、敷地のうち当該道路等に接する部分に沿って道路状に空地を設け、当該道路等の反対側の境界線からの水平距離が6メートル以上となるとき。</p> <p>2 建築物に附属する自動車車庫が2以上ある敷地が2以上の道路等に接し、その敷地の自動車用の出入口がそれぞれ別の道路等に設けられる場合は、それぞれ別の道路等に設けられた当該自動車用の出入口を利用する自動車車庫の床面積の合計ごとに、それぞれ</p>

旧	新
<p>敷地とみなして、前項ただし書の規定を適用することができる。</p> <p>(自動車用の出入口)</p> <p>第47条の2 車庫等の敷地の自動車用の出入口は、次に掲げる<u>道路</u>に接する部分に設けてはならない。</p> <p>(1) 幅員6メートル以上の<u>道路</u> (前条第1項第2号の規定に該当する敷地の自動車用の出入口にあつては、当該空地を<u>道路</u>の部分とみなす。)の交差点又は曲がり角(内角が120度を超えるものを除く。)から5メートル以内の<u>道路</u></p> <p>(2) 踏切から10メートル以内の<u>道路</u></p> <p>(3) 縦断勾配が100分の12を超える<u>道路</u></p> <p>2 車庫等の自動車用の出入口は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1) <u>道路境界線</u>(前条第1項第2号に規定する空地を設けた場合においては、当該空地の敷地側の境界線。次号において同じ。)から奥行き1メートル以上の空地又は空間を設けること。</p> <p>(2) 車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超</p>	<p>れ別の敷地とみなして、前項ただし書の規定を適用することができる。</p> <p>(自動車用の出入口)</p> <p>第47条の2 車庫等の敷地の自動車用の出入口は、次に掲げる<u>道路等</u>に接する部分に設けてはならない。</p> <p>(1) 幅員6メートル以上の<u>道路等</u>(前条第1項第2号の規定に該当する敷地の自動車用の出入口にあつては、当該空地を<u>道路等</u>の部分とみなす。)の交差点又は曲がり角(内角が120度を超えるものを除く。)から5メートル以内の<u>道路等</u></p> <p>(2) 踏切から10メートル以内の<u>道路等</u></p> <p>(3) 縦断勾配が100分の12を超える<u>道路等</u></p> <p>2 車庫等の自動車用の出入口は、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>(1) <u>道路等の境界線</u>(前条第1項第2号に規定する空地を設けた場合においては、当該空地の敷地側の境界線。次号において同じ。)から奥行き1メートル以上の空地又は空間を設けること。</p> <p>(2) 車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超</p>

旧	新
<p>える場合は、<u>道路境界線</u>から2メートル後退した自動車用の通路の中心線において、<u>道路</u>の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲内において<u>前面道路</u>の通行の見通しができる空地又は空間を有すること。</p>	<p>える場合は、<u>道路等の境界線</u>から2メートル後退した自動車用の通路の中心線において、<u>道路等</u>の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲内において<u>前面の道路等</u>の通行の見通しができる空地又は空間を有すること。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(<u>特殊建築物</u>に設ける昇降機の機械室等)</p>	<p>(<u>建築物</u>に設ける昇降機の機械室等)</p>
<p>第51条の2 エレベーターの機械室には、維持管理上有効な位置に照明設備を設け、非常用エレベーターの機械室とその他のエレベーターの機械室との間仕切は、耐火構造の壁で区画しなければならない。</p>	<p>第51条の2 エレベーターの機械室には、維持管理上有効な位置に照明設備を設け、非常用エレベーターの機械室とその他のエレベーターの機械室との間仕切は、耐火構造の壁で区画しなければならない。</p>
<p>2 エレベーターの機械室は、他の用途に使用してはならない。</p>	<p>2 エレベーターの機械室は、他の用途に使用してはならない。</p>
<p>3 エレベーターのピットには、維持管理上有効な照明設備を設け、かつ、当該ピットの深さが<u>1.2メートル</u>以上の場合にはタラップを設けなければならない。</p>	<p>3 エレベーターのピットには、維持管理上有効な照明設備を設け、かつ、当該ピットの深さが<u>1.5メートル</u>以上の場合にはタラップを設けなければならない。</p>
<p>4 小荷物専用昇降機の機械室には、維持管理上必要な大きさの専用点検口及び照明設備を設けなければならない。</p>	<p>4 小荷物専用昇降機の機械室には、維持管理上必要な大きさの専用点検口及び照明設備 <u>又は照明用コンセント設備</u>を設けなければならない。</p>
<p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p>	<p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p>

旧	新
<p>第52条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、第7条、第8条、第11条、<u>第28条、第32条、第47条及び第47条の2第1項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 法第86条の4各号のいずれかに該当する<u>建築物で、市長がその各建築物の位置及び構造が防火上支障がないと認めたもの</u>について第8条第1項第2号、第9条第1号若しくは第2号、第16条、第17条、第20条、第24条、第26条第2項、第31条第1項、第33条第4項、第42条第3項、第48条又は第49条第1項の規定を適用する場合には、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。</p> <p>(建築物の主要構造部に関する制度の特例)</p> <p>第54条の2 主要構造部が令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第10条、第12条第2項及び第3項、第26条第1項、第33条第2項、第34条第1項、</p>	<p>第52条 次の各号のいずれかに該当する建築物については、第7条、第8条、第11条、<u>第12条第4項から第6項まで、第28条、第29条、第31条第1項第4号、第32条、第33条第1項、第3項及び第4項、第36条第1項及び第2項、第47条並びに第47条の2</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 法第86条の4各号のいずれかに該当する<u>建築物</u>について第8条第1項第2号、第9条第1号若しくは第2号、第16条、第17条、第20条、第24条、第26条第2項、第31条第1項、第33条第4項、第42条第3項、第48条又は第49条第1項の規定を適用する場合には、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。</p> <p>(建築物の主要構造部に関する制度の特例)</p> <p>第54条の2 主要構造部が令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第10条、第12条第2項及び第3項、第26条第1項、第33条第2項、第34条第1項、</p>

旧	新
<p>第36条第3項、第37条第3項、第41条第2項、第44条、第45条、第49条第2項並びに第51条第1号及び第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 主要構造部が令第108条の3第1項第1号に該当する <b>建築物</b> (当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第12条第2項、第26条第1項、第33条第2項、第34条第1項、第36条第3項、第37条第3項、第41条第2項、第44条、第45条、第49条第2項並びに第51条第1号及び第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。</p>	<p>第36条第3項、第37条第3項、第41条第2項、第44条、第45条、第49条第2項並びに第51条第1号及び第2号の規定 <u>(次項において「耐火性能関係規定」という。)</u> の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 主要構造部が令第108条の3第1項第1号に該当する <u>建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)</u> 及び <u>主要構造部が同項第2号に該当する建築物</u> (当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備 <u>の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)</u> に対する第12条第2項、第26条第1項、第33条第2項、第34条第1項、第36条第3項、第37条第3項、第41条第2項、第44条、第45条、第49条第2項並びに第51条第1号及び第2号の規定 <u>(以下この項において「防火区画等関係規定」という。)</u> の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備と <u>みなし、これらの建築物</u></p>

旧	新
(新設)	<p data-bbox="852 280 1361 555"> <u>に対する防火区画関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</u> </p> <p data-bbox="798 616 1361 707"> <u>(特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する基準の適用の特例)</u> </p> <p data-bbox="794 723 1347 1048"> <u>第54条の6 法第38条(法第66条及び法第67条の2において準用する場合を含む。)の規定により認定を受けた構造方法又は建築材料を用いる建築物については、第1章及び第2章の規定は、その認定を受けた構造方法又は建築材料が第1章及び第2章の規定に適合するものと同等以上の効力があると市長が認めて許可した場合においては、適用しない。</u> </p>